

京都市環境保全資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第160号

京都市環境保全資金融資規則の一部を改正する規則

京都市環境保全資金融資規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則

第1条中「若しくは電気自動車充電設備」及び「又は屋上等緑化措置」を削る。

第2条第4項及び第5項を削る。

第7条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「太陽エネルギー利用設備の設置に要する資金」に改め、同条各号を削る。

第8条中「太陽エネルギー利用設備資金にあつては」及び「電気自動車充電設備資金にあつては20,000,000円、屋上等緑化措置資金にあつては10,000,000円」を削る。

第9条第1項本文中「(屋上等緑化措置資金にあつては、5年)」を削り、同項ただし書中「(屋上等緑化措置資金にあつては、7年)」を削る。

第11条第1号中「京都市環境保全資金融資申込書」を「京都市太陽エネルギー利用設備資金融資申込書」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市環境保全資金融資申込書」を「京都市太陽エネルギー利用設備資金融資申込書」に、「京都市環境保全資金融資規則」を「京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則」に改め、

「

融 資 の 種 別	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金 <input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備資金 <input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置資金
-----------	--

を
」

削る。

第2号様式注以外の部分中

「

植栽の概要	
-------	--

を

削り、同様式注2を削り、同注1を同注とする。

第3号様式注以外の部分中「京都市環境保全資金融資規則」を「京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則」に改め、

「

融 資 の 種 別	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金
	<input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備資金
	<input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置資金

を

削る。

第4号様式注以外の部分中「京都市環境保全資金融資規則」を「京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則」に改め、

「

資 金 の 使 途	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備の設置
	<input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備の設置
	<input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置

を

削り、同様式注を削る。

第5号様式注以外の部分中「京都市環境保全資金融資規則」を「京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則」に改め、

「

資 金 の 使 途	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備の設置
	<input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備の設置
	<input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置

を

削り、同様式注中「該当する□には、レ印」を「完了年月日の欄は、太陽エネルギー利用設備の工事又は購入及びこれらに係る代金の支払が完了した年月日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みがなされる融資資金について適用し、同日前に融資の申込みがなされた融資資金については、なお従前の例による。

(環境政策局環境企画部環境管理課)